

商品名等 (電気用品名等)	ふるさと納税寄付申込自動受付機
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 地方自治体の庁舎に設置し、ふるさと納税の寄付金額、寄付金の使い道及び受け取るお礼の品を寄付者が選択して、現金、クレジットカード、ICカード等によって決済する機器。寄付金決済手続きが完了すると、内蔵プリンタによってレシートを印刷し発行する。寄付者によって選択された返礼品（お礼の品）の引き渡しは、自動受付機による①その場での払出し若しくは②引換券の発行、又は③後日郵送することで対応する。</p> <p>○構造、仕様、意匠 寄付者操作のタッチパネル液晶画面、決済用の紙幣処理機、クレジット端末、ICカードリーダー、レシート印刷用感熱式プリンタ、その他通信端末、サイネージPC等で構成される。また、返礼品をその場で払い出す機種には、冷却装置及び搬出装置も搭載される。</p> <p>○主な使用者、販売先 地方自治体</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電気用品安全法上、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由) ①及び②による返礼品の引き渡しは、現金、クレジットカード等によって決済を行うことで物品（返礼品又は引換券）を払い出すため、機能としては「自動販売機」に類似するが、寄付金の決済及びそれに対する返礼を払い出すものであり、物品の販売とはいえ、他に該当する電気用品名がないことから、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。 また、③による返礼品の引き渡しは、寄付を受付けてレシートを発行するものであり、該当する電気用品名がないことから、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	